

伝統工芸異業種連携商品開発・販路開拓支援事業費補助金に係るQ & A

Q. 具体的にどのような取組事例が対象となるのか。

⇒次のような取組み事例（あくまで例示）を支援対象として考えています。随時、ご相談に応じていますので、不明な点などは県（伝統産業支援課）にお問い合わせください。

- ・仏壇の技術を活かした家具を製造事業者と共に開発し、ハウスメーカーと協働で注文住宅とセットで販売。
- ・鑄造技術を活かしたメモリアルボックスやアクセサリ、インテリア雑貨等を開発し、金融機関と協働で販路開拓を実施。
- ・和紙や菅笠の素材を用いた壁面装飾や照明器具などのインテリア製品を開発し、ハウスメーカーと共同でモデルハウスに展示するなど販路開拓を実施。
- ・井波彫刻を用いた照明・インテリア家具をハウスメーカーと共に開発し、モデルハウスに展示し顧客やオーナーへ提案、販売。
- ・アウトドアブランドと提携し彫金加工技術によってオリジナルデザインを施したアウトドアグッズを開発し、ECサイトを立ち上げ国内外での販路開拓を実施。
- ・飲食店との協働による、庄川挽物木地や高岡漆器の食器を活用したコース料理を提供し、当該店舗での食器販売を実施。
- ・旅行業と連携しインバウンド向けの宿泊施設として古民家を改修する内装に伝統工芸の技術を活用した壁面装飾、照明器具等を採用。

Q. 補助金は先着順か？

⇒申請書類一式が提出された順に審査を行い、交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了します。

Q. 実施期間内での商品化が前提条件か？

⇒新商品開発に取り組む事業が対象となりますので、必ずしも2月末までに商品化に至らなくてもかまいません。試作に要した経費（原材料費やデザイン制作費等）も対象となります。

Q. 販路開拓事業のみを取り組んでもよいのか？

⇒販路開拓事業のみでは対象となりません。新商品開発に取り組んだ上で、販路開拓にも取り組む場合には対象となります。その場合、販路開拓として、ECサイト構築やメディアでの情報発信等の取り組みが対象となります。

Q. 新商品開発のために使用する機器の購入は対象となるのか？

⇒購入の場合は対象とはなりませんが、リースする場合は賃借料として対象となります。